

鹿沼市つどいの広場運営業務仕様書

1. 業務名

鹿沼市つどいの広場運営業務

2. 目的

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、つどいの広場を設置し、子育て家庭等に対する育児等についての相談及び指導、地域における保育資源の情報提供、家庭的保育を行う者への支援等を実施することにより子育て家庭の育児支援を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 実施施設

- ① 施設の名称：鹿沼市つどいの広場（以下、「つどいの広場」と言う。）
- ② 施設の場所：鹿沼市西鹿沼町 160 番地 1（西鹿沼町市営住宅 1 階部分）
- ③ 施設の面積：160.43 ㎡

部屋等の名称	面積（㎡）
遊戯室	88.89
事務室	11.02
玄関・風除室	17.02
おむつ替えコーナー	3.37
幼児・多目的トイレ	12.22
湯沸室	6.90
収納	12.62
その他	8.39

- ④ 施設の平面図：別紙のとおり
- ⑤ 使用可能な物品：別紙のとおり

(2) 業務内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）
- ⑤ 上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取り組み

※ 事業の実施に当たっては、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」、「地域子育て支援拠点事業実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）」、「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画第 3 期計画」、「鹿沼市つどいの広場条例」、「鹿沼市つどいの広場事業実施要綱」、その他関係法令・条例・規則等、並びに本市が必要に応じて指示する事項を厳守すること。

(3) 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の職員(保育士又はそれと同程度と認められる者)を 2 人以上（非常勤でも可）配置する。

(4) 開設日・時間等

① 開設日・時間：月曜日から金曜日まで。各日とも午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分まで。

② 休所日

(ア) 土・日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定に基づく休日

(ウ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(5) 対象となる利用者

概ね 3 歳未満の児童とその家族

(6) 利用定員

概ね 10 組程度

(7) 利用料

無料

(8) 保険加入

利用者を対象とする傷害保険及びつどいの広場運営者が法律上の賠償責任を負うことによる損害を対象とする賠償責任保険に加入すること。

(9) 委託料の用途

人件費、保険料、備品購入費、施設運営費（食糧費、消耗品費、教材費等）など

(10) 費用負担区分

項目	市	事業者	利用者
人件費		○	
施設費（修繕料等）	○		
備品（机・椅子・ロッカー・電話 FAX 等）	○ （現在備えられているもの）	○ （業者が必要とするもの）	
パソコン・インターネット設備・電話料		○	
光熱水費		○	
日用品等消耗品費		○	
傷害保険・賠償責任保険		○	
教材費（共用分）		○	
教材費（個人持ち分）			○
おむつ・着替え・バスタオル・タオル等			○

4. 業務の委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 成果品

業務終了後速やかに、完了報告書及び決算書を鹿沼市こども未来部保育課保育推進係まで提出する。

その他、本業務の実施状況に関して、本市の求めに応じて随時提出すること。

6. その他特記事項

- (1) 契約締結及び成果品納品に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料等の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに返却すること。
- (3) 本仕様書により難い事由や疑義が生じたとき、また、本仕様書に記載のない事項が生じたときは、別途協議の上、決定することとする。